



## 法テラスの使い方

法テラス八雲法律事務所 弁護士 鳴本 翼  
(函館弁護士会所属)



■法律相談にいらっしやった方に「法テラスをどこで知りましたか？」とたずねると「町の広報誌を見て電話しました」という方がかなりの割合でいらっしやいます。そこで今回は、この広報誌を見ておられる皆さまに、ここで改めて、法テラスの利用方法をご紹介させていただきます。

■法テラスは国民のみならず「誰でも、どこでも、法律問題の解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにしよう」という構想のもと、平成18年に設立された法務省所轄の公的な法人です。以下では、法テラスの業務の中でも、特に皆さまに知っておいていただきたいサービスを紹介します。

■まず「無料法律相談」です。収入や預貯金が一定額より少ない場合(詳細はお問い合わせください)には、一つの案件について3回まで、無料で法律相談をすることができるといいます。離婚や相続、借金など、人は思いがけずトラブルに巻き込まれてしまうものですが、法律相談では、問題を整理し、解決方法を提案させていただきます。

■また、ご高齢の方や障がいを抱えておられる方で、事務所まで赴くことが困難な方については、弁護士が直接、ご本人のご自宅や入所施設、病院などへ出張して法律相談を行う「出張法律相談」も実施しております。「無料法律相談」を利用できる方については、出張費用等もかかりませんので、あわせてご利用ください。

■実際に法律相談をした結果、弁護士に裁判や交渉を依頼してみたいと考えた場合には「費用立替制度」をご利用ください。これは、収入等が一定額より少ない方について、弁護士費用を法テラスが一時的に立て替え、分割して返済していくことができるというサービスです。なお、生活保護を受給されている方は、返済自体を猶予・免除する制度もございます。

■「法的トラブルに巻き込まれてしまった」という方も、法律問題かどうか分からないけど、気になることがある」という方もまずは、ぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」までお気軽にご予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-5563)」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

### 八雲警察署からお知らせ

## 全国交通安全運動実施 4月6日(木)～15日(土)の10日間



#### 【交通事故防止ポイント】

#### 1、子供と高齢者の交通事故防止

- ・通園・通学する子どもたちを交通事故から守ろう！
- ・高齢者が安心して外出できる安全な社会を作ろう！

#### 2、自転車の安全利用推進

- ・自転車も「クルマ」です！自転車に乗るときは、「自転車安全利用五則」を守りましょう！
- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外 ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ④安全ルールを守る ⑤子供はヘルメットを着用

#### 3、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ・シートベルトは命綱！6歳以上であっても、体格等の状況によりシートベルトを適切に着用させることができない子供には、チャイルドシートを使用するようにしましょう。

#### 4、飲酒運転の根絶

- ・運転者はもちろん、同乗者、車を貸した者、酒を飲ませた者にも厳しい罰則が！
- 飲んだら絶対運転しない！道民一人ひとりが、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識を持って飲酒運転を根絶しましょう。

### 北海道警察官募集！

女性警察官の採用枠が拡大しています。ぜひチャレンジしてください。

#### 【受付時間】

郵送・持参(電子申請も同じ) 3月1日(水)～4月21日(金)  
道内の各警察署でも申込書の受け付けを行います(持参のみ)。  
詳しくは、広報やくも3月号、もしくは北海道警察のホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110